

公調委平成23年(セ)第7号 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁判申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、100万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、東京都港区内のマンションに居住する申請人が、隣接する被申請人が所有していたオフィスビルからの騒音により精神的苦痛を受けたと主張して、被申請人に対し、民法709及び710条に基づき、慰謝料100万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人は、平成15年5月から、別紙物件目録記載1の建物（名称「建物A」）の5階○○○号室（以下、この建物全体を「本件マンション」といい、申請人の居住部分を「申請人宅」という。）に居住する者である。

イ 被申請人は、別紙物件目録記載2の建物（名称「建物B」。以下「本件ビル」という。）を、信託に基づき、昭和61年11月29日から平成2

3年10月31日まで所有していた株式会社である（乙4）。

ウ なお、本件マンションは昭和55年9月30日に、本件ビルは昭和61年9月17日に、それぞれ建築された。

(2) 現場の状況等（事実調査の結果）

ア 本件マンション及び本件ビルの周囲の状況は、別紙港区赤坂周辺地図のとおりであり、両建物の北側には、広い敷地を持つ高層ビルが点在するが、両建物が存在する区画及びその南側は、比較的低層のビルが密集しており、それぞれが空調室外機や換気ダクト、受水槽などを設置している。また、近隣（南東側）には、六本木通り及び同通り上に首都高速環状線が存在し、自動車等の走行音が常時発生している。

イ 本件マンション及び本件ビルの位置関係は、別紙位置関係図のとおりであり、北側道路面での両建物の間隔は約90cmである。

また、申請人宅は、本件マンション内の西側（本件ビル側）に位置している。

ウ 本件ビルの地下東側（本件マンション側）には受水槽室が存在し、同室内には、受水槽のほか、湿度調節のための換気設備（以下「本件換気設備」という。）が存在する。

本件換気設備は、受水槽室内の湿度が75度以上になると自動的にモーター（以下「本件モーター」という。）が作動するよう設定されており、その排気は、本件ビル外に設置された排気ダクト（別紙位置関係図参照）から排出される。

なお、本件モーターは地下に存在するものであるが、平面的に見ると、本件マンション西側壁面との間隔は、約6mと推測される（別紙位置関係図参照）。

(3) 港区における騒音規制

本件マンション及び本件ビルが存在する区域は、都民の健康と安全を確保

する環境に関する条例別表第7の「5 騒音」における第三種区域に該当する。そして、同別表においては、工場又は指定作業場の敷地境界における騒音の規制基準が、次のとおり定められている（職1）。

午前6時から午前8時まで	55dB
午前8時から午後8時まで	60dB
午後8時から午後11時まで	55dB
午後11時から翌日午前6時まで	50dB

（4）本件申請に至る経緯の概要

ア 申請人は、平成15年9月、港区の環境課（以下、単に「環境課」という。）に本件ビルからの騒音（以下、申請人が主張する本件ビルからの騒音全般を「本件騒音」という。）について苦情を述べ、同課から騒音計を借り受けて、自ら騒音測定をするなどした（甲1、事実調査の結果）。

イ 申請人は、その後もたびたび環境課を訪れて本件騒音に関する苦情を述べており、同課も、職員が現地に赴いて状況を確認したり、騒音及び低周波音の測定を複数回実施するなどしていた（職1）。

ウ 申請人は、長期間にわたって本件騒音に関する問題の解決が図られないことから、平成23年7月14日（受付日），公害等調整委員会に本件裁定を申請した。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

（1）本件換気設備からの騒音の程度、当該騒音と被害との間の因果関係の存否 (争点(1))

（申請人の主張）

ア 被申請人は、本件換気設備を稼働させて、24時間騒音を発生させている。申請人が平成15年9月に測定した結果では、本件騒音は、申請人宅内で32～36dB、敷地境界で52～57dBであった。

イ また、平成20年11月25日、東京都環境科学研究所（以下「環科

研」という。)が申請人宅内で騒音測定をしたところ、32～35dBであり、敷地境界では52dB以上であることが確認された。これは規制基準値を超えるレベルである。

ウ 本件換気設備から発生しているのは、騒音又は体験した者でなければわからない低周波音である(職等1号証に対する意見書及び準備書面記載)。なお、低周波は発生していない(責任裁定申請書記載)。

エ 本件換気設備の稼働により、申請人は、後記(3)の精神的苦痛を被った。
(被申請人の認否及び反論)

ア 認否

申請人の主張アは否認し、同イの事実は認め、その余は争う。同ウのうち、低周波が発生していないことは認め、その余は否認ないし争う。同エは否認ないし争う。

イ 反論

申請人が行った騒音測定結果は、その内容を検証することが不可能であり、信用性が認められないから、本件騒音発生の根拠となるものではない。また、環境課による騒音測定では、本件ビルから申請人宅に到達するような騒音の発生がなかったことが明らかにされている。

したがって、本件ビルからの騒音で申請人が被害を受けているなどの事実は存在しない。

なお、平成23年5月ころ、港区のあっせんにより、本件ビルや本件マンションにおける騒音発生の状況や騒音レベルについて合同調査が行われることとなり、株式会社Xが騒音調査計画書を作成したが、申請人は、同計画書の提出を受けるや、調査に協力することを拒否し、結局、合同調査は行われないままとなった。

(2) 被申請人の過失の有無(争点(2))

(申請人の主張)

被申請人は、本件換気設備（本件モーター）の設置の際には、騒音あるいは低周波音が近隣に到達する可能性を予見し、かつ到達を防止する注意義務があったにもかかわらず、これを設置する室内を防音材で囲むなど必要な措置を取らなかった。

したがって、被申請人には過失がある。

（被申請人の認否）

申請人の主張は、否認ないし争う。

（3）損害の有無及び損害の額（争点（3））

（申請人の主張）

申請人は、被申請人の過失により8年間ストレスを受け続け、平穏な生活ができない状況になった。

こうした申請人の精神的苦痛を慰謝するには、100万円が相当である。

なお、この慰謝料請求は、被申請人が本件ビルの所有者であった平成23年10月31日までに生じた損害に対するものである。

（被申請人の認否）

申請人の主張は、否認ないし争う。

第3 当裁判委員会の判断

1 争点（1）（本件換気設備からの騒音の程度、当該騒音と被害との間の因果関係の存否）について

（1）申請人の苦情経過と環境課における対応等

証拠（職1）によれば、申請人の苦情経過や環境課における対応等について、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

ア 環境課は、平成15年9月、申請人から本件騒音（当初は、空調室外機が原因であるとするもの）の苦情を受け、騒音計を貸し出した。また、申請人は、同月中に被申請人に対し、直接苦情を述べた。

イ 上記苦情を受けた被申請人は、同年10月16日、申請人立会いのもと

で、建設会社に申請人宅における騒音測定を実施させた。

この測定結果は、本件ビルの空調室外機稼働時、申請人宅内において42dB、ベランダにおいて63dBであった。

ウ 環境課は、同年12月16日、申請人から、本件ビルの空調室外機の騒音苦情を受けたことから、平成16年2月20日、同室外機付近で騒音測定を行ったところ、その測定結果は、同室外機稼働時に76dB、同停止時に65dBであった。

エ 環境課は、同年3月5日、当事者立会いのもと、以下の各地点において、本件ビルの空調室外機から生じる騒音の測定を実施するとともに、同室外機の稼働音に関する申請人の体感調査（室外機のオン・オフ操作を行って、稼働音の発生・停止と申請人の音の感知とが対応しているかどうかを確認する。）を実施した。

この測定結果は、次のとおりであり、かつ、体感調査では、室外機の稼働と申請人の騒音感知との間に対応関係は見られなかった。

・本件ビル西側	6 2 dB
・本件ビル空調室外機下	
室外機稼働時	6 9 dB（午後2時10分）
	7 1 dB（午後2時12分）
室外機停止時	6 2 dB
・本件ビル南東角	5 3 dB
・本件ビル及び本件マンションの間	5 2 dB
・本件ビル1階玄関	4 1 dB
・本件マンション5階エレベーター前	3 8 dB
・本件マンション屋上	5 8 dB

オ 申請人は、同月10日、環境課を訪れ、上記エの測定の際には騒音が小さかったなどとして、改めて苦情を述べたことから、同課職員は、本件ビ

ルの見取図を見せ、問題と思われる箇所を指摘するように指示した。

カ これを受けて、申請人は、同月 18 日、環境課を再度訪れ、本件ビルの地下受水槽室及び屋上エレベーター室を指摘した。そこで、環境課は、申請人立会いのもと、これらの場所の現場実査を行った。このとき、申請人は、地下受水槽室の壁に防音施工がないことを疑問視していた。

キ 被申請人の担当者は、同年 4 月 15 日、環境課を訪れ、これまでの申請人の苦情経過を説明した。そこで、翌 16 日、環境課職員 2 名が現場実査に赴いたが、職員らには、申請人宅内で、本件ビルの空調室外機の稼働音を感知することはできなかった。なお、この時の環境騒音は 50 ~ 55 dB であった。

ク 申請人は、同月 23 日、他の住民とともに環境課を訪れ、騒音の原因が本件ビルの地下設備にあると主張した。これを受けて、環境課は、同年 5 月 14 日、申請人、被申請人、本件ビル管理会社担当者、本件マンション管理会社担当者等の立会いの下、現場実査を行うとともに騒音測定を実施したところ、測定結果は次のとおりであった。

- ・本件ビル北西側敷地境界 室外機稼働時 6 7 dB
- ・本件ビル室外機下 室外機稼働時 6 5 dB
- ・本件ビル西側敷地境界 本件モーター稼働時 5 1 dB
- ・本件ビル東側角 5 3 dB
- ・本件ビルテナント空調室 6 5 dB
- ・申請人宅前 5 3 dB
- ・申請人宅横の階段 5 5 dB

なお、上記測定時、本件マンション 4 階の厨房排気ダクトや、△△△号室トイレ換気扇から異常音が聞こえていた。

ケ 環境課は、同年 8 月 13 日、申請人から、低周波音がするとの苦情を受け、騒音計を貸し出したところ、同月 26 日、申請人から測定データを示

された。しかし、その結果からは特に異常は認められなかった。

コ 環境課は、申請人から、本件ビルの地下から騒音が上ってくるとの苦情を再三受けたことから、同年9月7日、本件モーターや交換された空調室外機の騒音測定を行ったところ、測定結果は次のとおりであった。

- ・本件ビル地下受水槽室 本件モーター停止時 5 5 dB
- ・本件ビル地下受水槽室 本件モーター稼働時 5 8 dB
- ・本件ビル北西側敷地境界 室外機稼働時 6 1 dB
- ・本件ビル道路側敷地境界 室外機稼働時 5 7 dB
- ・本件ビル東側角 5 3 dB
- ・マンションC（本件マンション南側）受水槽 7 0 dB

サ 環境課は、同月16日、申請人から再び騒音測定の要請があったことから、申請人に対し、測定地点、測定方法、測定対象等を特定して文書化して持参するよう指示したところ、申請人は、同月28日、本件マンションの管理組合名で作成された被申請人宛の要望書を持参した。この要望書には、本件マンションの住民が低周波音により被害を受けていること、調査の結果、低周波音の発生源が本件モーターであることが特定されてきたことなどが記載されていた。

シ 環境課は、同年11月2日、低周波音測定を行ってほしいとの申請人の要望に基づき、被申請人の協力を得て、普通騒音測定に加え、低周波音測定を実施した。

その結果、普通騒音は、申請人宅玄関前で35～37dB、本件ビルの1階西側空調室外機付近で、同室外機稼働時に58dB、同停止時に55dB、本件換気設備付近で、その稼働時に52dBであった。

他方、低周波音の測定結果は、別紙「低周波音測定結果一覧表」の「平成16年11月」欄記載のとおりであった。

ス 環境課は、平成17年3月15日、申請人からの要望を受け、再び低周

波音の測定を実施したところ、測定結果は、別紙「低周波音測定結果一覧表」の「平成17年3月」欄記載のとおりであった。

セ 環境課は、同年夏、環科研に申請人の苦情について相談し、その後、環科研による低周波音測定が行われたが、問題となる低周波音は出ていないとのことであった。なお、環科研は、同年冬にも測定を実施することを申請人に打診したが、その時点では騒音が発生していないという理由で断られた。

ソ 平成18年及び平成19年は、港区の赤坂地区総合支所が申請人の苦情対応を行っており、平成19年2月には、4日間の騒音測定が行われた。

測定状況の詳細は不明であるが、測定場所は、本件マンション前や、申請人が騒音発生源として主張した場所等であり、それぞれの場所での最大値と最小値が記録された。最大値は、いずれの測定日も本件マンション前で71.4～77.1dBであり、最小値は、おおむね50dB台であった（なお、最大値の記載欄には「車両通過」と記載されている箇所がある。）。

タ 平成20年になると、申請人の苦情が再び環境課に持ち込まれるようになり、同年10月6日には、本件ビルの地下から一日中モーター音と似た音を感じるという内容の苦情が述べられた。

そこで、環境課は、同年11月25日、環科研研究員立会いのもと、申請人宅内で普通騒音及び低周波音の測定を行ったところ、普通騒音については、午前9時39分から10分間の連続測定（ストア間隔1秒）で、600個の測定結果のうち、最大値が59.8dBであり、それ以外はまれに40dB台の数値が見られるが、大部分は30dB台前半であった。

また、低周波音については、午前10時9分から10分間の連続測定（ストア間隔1秒）で、別紙「低周波音測定結果一覧表」の「平成20年11月」欄記載のとおりであった。

チ 申請人は、同月27日、環境課を訪れ、同課が被申請人に対して指導を行わないことに不満を述べた。この時の申請人の主張は、以前の測定では、屋外で52～57dB、ベランダで54～57dB、敷地境界で57dB、本件ビル内で52～57dB程度であり、申請人宅内では36～37dBであったこともある、というものであった。

ツ 環境課は、平成21年4月1日、申請人の苦情に基づき、本件マンション敷地境界等で騒音測定を行ったところ、測定結果は、次のとおりであった。

(ア) 本件マンション道路側（午後3時24分から5分間）
等価騒音レベルが61.3dB、最大値が82.8dB、最小値が56.0dB、時間率騒音レベルの90%レンジ上端値が65.4dB、同下端値が56.8dBであったが、基準値を上回る値は、自動車の走行音や動物の鳴き声などの影響であり、通常時は60dBを下回る結果であった。

(イ) 本件マンション敷地奥側（午後3時40分から5分間）
等価騒音レベルが58.8dB、最大値が77.9dB、最小値が51.1dB、時間率騒音レベルの90%レンジ上端値が61.6dB、同下端値が51.9dBであったが、基準値を上回る値は、本件マンションの受水槽ポンプの稼働音、飲食店への荷卸し音等の影響であり、通常時は60dBを下回る結果であった。

テ 同年4月から6月にかけて、環境課では、本件ビルの管理会社と交渉し、同ビルに対する現地調査と騒音測定について協力を依頼したが、同管理会社は、これまでの調査で問題がなかったことから、その対応には消極的であった。

そこで、環境課では、環科研と測定方法等について打合せを行い、本件マンション内で、同年8月19日から同月26日にかけて、7日間連続測

定を実施することにより、申請人の主張する騒音の有無を確認するとともに（以下「連続測定」という。），本件マンション及び本件ビル以外の騒音発生源の存在と騒音レベルを確認するため、夜間、本件マンションを中心として半径約50m以内で騒音源となりうる場所を調査測定することとした（以下「周辺測定」という。）。これらの測定結果は、次のとおりである（なお、この測定は、環境課職員ではなく、港区が業務委託した環境計測株式会社により実施された。）。

(ア) 連続測定の結果

測定地点は、本件ビル1階から申請人宅への騒音の伝搬経路に沿うように、本件マンション1階受水槽付近（本件ビル側）と、本件マンション5階ベランダ上部とし、それぞれに騒音計を設置した。

その結果、昼間の平均的な音圧レベルは、1階受水槽付近で56dB程度、5階ベランダ上部で59dB程度であり、特異的な騒音として、本件マンション前を通過する車両の走行音や、近隣の建設工事音が記録された。また、5階ベランダ上部では、1階受水槽の稼働に対応した波形の変化が見られなかったことから、受水槽稼働音が5階には到達していないものと考察された。また、夜間の平均的な音圧レベルは、1階受水槽付近で48dB程度、5階ベランダ上部で50dB程度であり、特異的な騒音は、やはり車両の走行音であった。

(イ) 周辺測定の結果

本件マンションから半径約50m以内に存在する、マンション変電設備、ビルの排気ダクト、室外機、換気塔の稼働音を測定したところ、数か所から60～70dB台の比較的大きな音が確認されたが、本件マンションまでの距離を勘案すると、いずれも大きな影響を及ぼすものではないと考察された。

また、首都高速及び六本木通りにおいて、交通騒音の測定を10分

間以上行ったところ、六本木通りからの音の影響は少なく、首都高速からの音を中心とした交通騒音等が本件マンションまで到達しているものと考察された。

ト 環境課は、同年11月9日、申請人に対し、上記連続測定等の結果を提示し、本件ビルからは申請人宅に到達する騒音の発生はなかった旨説明したが、申請人は、測定方法や測定地点に不満を述べ、説明に納得しなかつた。また、同月24日、環境課は申請人と話し合いを行ったが、申請人の主張内容は、敷地境界で50dB以上、申請人宅内で30dB以上の騒音が出ているので、港区は被申請人を指導できるはずである、というものであつた。

申請人は、同年12月17日にも、環境課に対し、自ら騒音測定した結果、本件ビル敷地境界で50dBを超えていたとして、被申請人に対して指導をするように要請した。

ナ 環境課は、平成22年中も、申請人から同様の苦情を繰り返し受け、被申請人に対して騒音測定への協力を打診するなどしたが、被申請人はこれまでの経緯から消極的であった。

ニ 環境課は、同年9月22日、申請人から、騒音がするので測定をしてほしいとの要請を受け、申請人宅前5階エレベーターホールで、同日午後3時41分から1分間、普通騒音と低周波音の測定を実施した。

その結果、普通騒音は、等価騒音レベル36.6dB、最大値48.8dB、最小値34.8dB、時間率騒音レベルの90%レンジ上端値38.4dB、中央値36.2dBなどであり、低周波音は、G特性66.3dBのほか、別紙「低周波音測定結果一覧表」の「平成22年9月」欄記載のとおりであった。

ヌ その後、申請人は、これまでに環境課が実施した測定結果のうち、記録が残っているものの交付を受けるなどしたが、専門家による測定を実施す

べきであるとの主張を繰り返した。そこで、環境課は、同年11月以降、被申請人との間で、申請人が測定結果を尊重するという条件で、測定実施に向けた協議を行い、平成23年5月、株式会社Xによる騒音調査計画書を作成させた。ところが、測定実施のための確認書に押印する段階になって、申請人が測定方法等について疑義を述べたことから、この計画による測定は行われないことになった。

(2) 本件騒音に関する考察

上記(1)の認定に係る事実に基づき、申請人が主張する本件騒音について検討する。なお、申請人は、責任裁定申請書においては、低周波が発生していないと主張しながら、職等1号証に対する意見書及び準備書面では、本件騒音が低周波音であるかのような主張をしており、また、環境課に対する苦情の中でも、低周波音が原因であることを強く主張していた時期もあるから、以下では、普通騒音と低周波音のいずれについても考察する。

ア 普通騒音について

(ア) 騒音の概念と規制基準の意義

騒音とは、一般には、不快な音、あることの好ましくない音、あるいは好ましくない不愉快な聴覚感覚を引き起こす音響学的現象などと定義される。東京都では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）を制定し、工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準を超える騒音等をさせてはならないと定め（同条例68条1項），騒音に関する規制基準として、区域の種別と時間の区分ごとに、敷地境界における騒音レベルを定めている（本件ビル及び本件マンションの所在する地域に適用される規制基準は、前記第2の1(3)のとおりである。）。

ところで、こうした規制基準は、都民が健康・安全・快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的として定められたものであ

るが、その違反に対する直接的な効果は、知事による工場の設置・変更の認可、指定作業場の計画変更命令、改善勧告、改善命令等の行政上の効果であり、規制基準を超過する騒音を発生させることが、あらゆる私人との関係で、直ちに不法行為を構成するものでないことは当然である。特に、騒音の場合、仮に、工場や指定作業場の敷地境界で規制基準を超過していたとしても、音量は距離が遠くなるにしたがって減少していくものであるし（距離減衰）、敷地境界での測定結果が、暗騒音（測定の対象となる音以外のすべての音）の影響を受けている可能性も考慮する必要がある。

したがって、騒音を理由として、不法行為に基づく損害賠償を請求する者は、まず、被害地（多くの場合、請求者の居宅）においていかなる程度の騒音が到達しているのか、一定の騒音が到達しているとして、それが真に相手方から発生したものかどうかを明らかにする必要があり、その場合、相手方の敷地境界での測定値は、これらを推測するための一資料となるにすぎない。そのうえで、当該騒音が、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものかどうかによって決せられる。

(イ) 環境課による騒音測定の結果の評価

上記の考え方を前提に、環境課がこれまでに実施してきた騒音測定の結果を検討するに、そもそも、申請人宅内や玄関前での測定結果は、おおむね30dB台であり（前記(1)シ、タ、ニ），この測定値は、およそ申請人宅には、騒音と評価されるようなレベルの音が到達していな

いことを意味している。また、屋外については、これまでの度重なる測定によっても、そのほとんどが50～60dB台であり（前記(1)イ、エ、キ、ク、コ、シ、ソ、ツ、テ），これ自体、昼間の屋外での環境騒音として特に大きなものとはいえないことに加え、平成21年8月に実施された測定結果とその考察（前記(1)テ）からすると、こうした屋外の環境騒音の主音源は、首都高速道路や本件マンション等に接する道路からの交通騒音と考えられる。そして、前記第2の1の前提事実(2)に係る現場の状況等からみても、このような考察は極めて合理的である。

他方、申請人が主張する本件モーターの稼働音は、受水槽室内で58dB程度であり（前記(1)コ），停止時との差は3dBである。また、その稼働時における敷地境界での測定値は51dBであるところ（前記(1)ク），上記のとおり、こうした屋外の測定値には、交通騒音が暗騒音として影響しており、それ以下の音は、騒音レベルでの測定値にはほとんど反映されないから、上記敷地境界での測定値51dBが、本件モーターの稼働音の地上における測定値を示したものということはできない。すなわち、本件モーターの稼働音は、地下のコンクリート壁に阻まれ、地上にはほとんど漏出していないと考えられる上（事実調査の結果），仮に多少の漏出があったとしても、周囲の交通騒音の影響を受け、敷地境界での測定値に反映されるとは考え難いし、そこからさらに、本件マンション5階に位置する申請人宅に、周辺の暗騒音に卓越して到達することなどあり得ないと思われる。このことは、本件モーター音に限らず、空調室外機等の本件ビルの設備全般についていえることである。

これらの事情からすると、本件ビルから発出される本件換気設備を含む設備稼働音が、騒音として評価されるレベルで申請人宅に到達し

ているとは到底認められず、申請人の主張は採用できない（繰り返しになるが、仮に、本件ビルの設備直近や敷地境界でわずかに規制基準を超えることがあったとしても、上記結論を左右するものではない。）。

イ 低周波音について

(ア) 低周波音の概念と参照値

低周波音とは、おおむね 1 Hz から 100 Hz の周波数域の音をいい、そのうち可聴周波数域に含まれない 20 Hz 以下の音を超低周波音という。

低周波音に関しては、環境基準や規制基準は存在しないが、環境省では、固定された発生源による低周波音の苦情が発生した場合に、その苦情が低周波音によるものか否かを判断するために、次のような目安（参照値）を示している。

【物的苦情に関する参考値】

中心周波数	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
音圧レベル	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

【心身に係る苦情に関する参考値】

中心周波数	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
音圧レベル	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

なお、中心周波数の単位は Hz、音圧レベルの単位は dB であり、いずれも 3 分の 1 オクターブバンドレベルのものである。また、超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性を G 特性といい、環境省が作成した「低周波問題対応の手引書」によれば、G 特性で 92 dB 以上であれば、20 Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられるとしている。

(イ) 環境課による低周波音測定の結果の評価

低周波音に関する環境課における測定結果は、別紙「低周波音測定

結果一覧表」のとおりであり、これらの測定値は、上記各参照値と比較して、いずれの場所でも低いレベルにあるということができるし、特に、申請人宅内においては、いずれの周波数帯も相当低いレベルにあり、低周波音による苦情の可能性を推測するにすぎないという参照値の性格を考慮しても、申請人の主張する本件騒音の実体が低周波音であるとは到底窺われない。

また、各測定結果のG特性の値を見ても、92dBに達するものは全くないから、申請人の苦情が超低周波音に起因する可能性もないというべきである。

したがって、申請人の主張が低周波音を含むものと解したとしても、そもそも、申請人宅において、問題となる低周波音の到達が認められないため、その主張を採用することはできない。

ウ 考察のまとめ

このように、本件ビルから発出される本件換気設備を含む設備稼働音は、普通騒音及び低周波音のいずれについても、問題となるレベルで申請人宅に到達しているとは認められず、申請人の主張は採用できない。

なお、東京都環境白書2010の「騒音・振動・悪臭対策」には、騒音レベルの目安として、別紙「騒音レベル目安」のような記載があるから、申請人は、これをよく参考し、申請人宅内（30dB台）は相当静かな住環境であることを理解してほしい。

2 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、本件裁定申請は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成24年4月6日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 小 玉 喜三郎

裁定委員 柴 山 秀 雄

(別紙一部省略)

(別 紙)

低周波音測定結果一覧表

		場所	時刻	周波数										G特性
				10Hz	12.5Hz	16Hz	20Hz	25Hz	31.5Hz	40Hz	50Hz	63Hz	80Hz	
平成16年 11月	本件ビル	1階西側空調室外機(停止時)	10:02	58	60	60	57	60	63	59	57	52		78
		同(稼働時)	10:03	58	57	57	57	63	60	70	60	58		76
		地下受水槽室入口(停止時)	10:14	52	58	58	60	48	40	42	42	40		68
		同(稼働時)	10:13	56	58	60	60	50	45	46	45	47		75
		同(ファン稼働時)	10:18	52	58	62	61	61	50	38	40	41		68
		1階西側受水槽(ファン稼働時)	10:23	56	55	58	59	61	57	56	55	52		72
		3階空調室外機(停止時)	10:34	55	57	53	58	62	62	57	52	50		79
		同(稼働時)	10:31	56	57	55	58	65	62	63	58	50		77
平成17年 3月	本件マンション	1階階段下	10:43	62	65	62	55	55	57	55	52	42		75
		申請人宅ドア外	10:45	52	52	50	58	56	53	50	42	45		72
		申請人宅玄関	10:48	55	55	49	53	51	50	47	45	43		70
		申請人宅エレベーター前	10:50	55	52	52	55	52	49	50	48	49		75
平成20年 11月	本件ビル	敷地境界	15:30	61	65	53	58	68	65	58	55	57		74
		外階段脇ドア前	16:00	60	58	53	57	66	67	60	61	55		72
	本件マンション	申請人宅内	15:45	51	48	47	48	46	41	41	35	35		62
		1階受水槽	15:55	68	63	59	58	60	61	55	51	49		78
平成22年 9月	本件マンション	申請人宅内	10:09	45.2	48.1	45.9	51.9	53.1	46.1	39.6	37.8	36.1	31.8	63.8
平成22年 9月	本件マンション	申請人宅エレベーター前	15:10	52.5	51.6	48.5	55.3	51.9	48.1	48.2	49.1	36.6	39.8	66.3

(別 紙)

騒 音 レ ベ ル 目 安

騒音レベル (dB)	音源
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車のクラクション (前方 2 m)
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱, 騒々しい工場内
80	地下鉄の車内 (窓を開けたとき) ・ピアノ
70	掃除機・騒々しい事務所
60	普通の会話・チャイム
50	静かな事務所
40	深夜の市内・図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音